

新人工島土地造成事業について（報告）

大阪市港湾局

1. 事業再評価に係る経緯

平成 18 年度事業再評価

行政評価委員会の答申（H18.12）

「限定的な実施にとどまるもの（C）」

- ・ 土地売却による事業費の起債の償還を前提にした事業スキームには疑問が残る。将来、市にとって大きな負担とならないよう、事業のあり方を十分に検討されたい。

当面は隣接するフェニックス事業との取合部分に限定し、平成 22 年度より事業休止

平成 23 年度事業再評価

有識者会議の意見（H23.12）

「事業休止（D）」

- ・ 事業を再開する場合には、事業継続の妥当性について、あらためて事業再評価を実施されたい。

本市の対応方針の決定（H24.9）

- ・ 事業を再開する場合には、事業スキームのあり方など、事業継続の妥当性について検証し、あらためて有識者会議の意見を聴取する。

2. 事業再評価を踏まえた新たな事業スキーム

- 国直轄事業である主航路浚渫事業を経済的かつ早期に実施するため、浚渫工法と土砂処分先（現在は阪南沖）を変更することとし、当該事業区域の一部（2-1区）を国に事業継承し、国直轄土砂処分場として活用する。
 なお、2-2区は引き続き、市事業として存続（ただし、事業休止(D)のまま）

